

相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業のうち、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」)に規定する日中一時支援事業として実施する相模原市障害者等日中短期入所事業(以下「日中短期入所事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 日中短期入所事業の実施主体は、相模原市とする。

- 2 市長は、日中短期入所事業の全部又は一部を、適切な事業運営を行うことができる と認める社会福祉法人等に行わせることができる。
- 3 前項の規定により日中短期入所事業を行う者(以下「指定日中短期入所事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定日中短期入所事業所」という。)ごとに市長から指定を受けなければならない。
- 4 市長は、前3項の規定にかかわらず、地域の事情に応じて社会福祉法人等に委託することにより当該事業を実施することができるものとする。

(実施の方法)

第3条 日中短期入所事業は、日中一時支援事業の給付により行うものとする。

(事業の内容等)

第4条 日中短期入所事業の内容は、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うものとする。

(対象者)

第5条 日中短期入所事業の対象者は、本市が援護の実施を行う次の各号のいずれかに該当するものであって、日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めたものとする。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により医療機関等へ収容されるべき者及びその他市長が日中短期入所事業の利用が適当でない と認める者は除くものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」)若しくは相模原市療育手帳に関する規則(平成30年相模原市規則第68号。以下「規則」という。)第5条第1項に基づき療育手帳の交付を受けている者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 障害支援区分又は短期入所の単価区分が1以上であり、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
(給付額等)

第6条 日中短期入所事業の給付額は、別表第1に掲げる単位に、10円を乗じて得た額(以下「合計額」という。)から第12条に規定する利用者負担額を控除した額とする。

2 食事提供体制加算は、第11条に規定する利用者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表に規定する低所得者等であるものに対して、指定日中短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定日中短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えている当該指定日中短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、1日につき別表第1に掲げる単位数を加算する。

3 送迎加算は、指定日中短期入所事業所において、第11条に規定する利用者に対して、その居宅と指定日中短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき別表第1に掲げる単位数を加算する。ただし、他の障害福祉サービス事業に係る送迎サービスを受けた者は除くこととする。

(給付の申請)

第7条 日中短期入所事業を利用しようとする者又はその扶養義務者等は、障害福祉サービス等支給(変更)申請書兼所得区分申請・減免等申請書に住民基本台帳法(昭和42

年法律第81号)第6条に規定する住民票に記載されている世帯の所得等を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

(給付の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、給付する決定をしたときは介護給付費・訓練等給付費等支給決定通知書により、給付しない決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付する決定をしたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則(平成18年相模原市規則第110号)第3条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を障害者等に交付するものとする。

(利用の有効期間及び更新申請)

第9条 前条第1項の規定による給付の決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付の決定を行った日が月の初日であるときは1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間とする。

3 障害者等が有効期間満了後も引き続き日中短期入所事業を利用しようとするときは、有効期間満了日の1月前までに第7条に規定する申請を行わなければならない。

(受給者証記載事項の変更)

第10条 障害者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 障害者等の住所、世帯の所得状況等が変わったとき。

(2) 給付決定の内容の変更を求めるとき。

(3) 障害者等の心身の状況の変化により第7条に規定する申請の内容に変更が生じたとき。

(利用方法)

第11条 第8条第1項に規定する給付の決定を受けた障害者等(以下「利用者」という。)は、日中短期入所事業を利用しようとするときは、受給者証を指定日中短期入所事業所に提示し、当該事業所と日中短期入所事業の利用に係る契約をしなければならない。

(利用者負担)

第12条 利用者又はその扶養義務者等は、当該事業を利用したときは、当該事業に要

した合計額の100分の10に相当する額(1円未満の端数は切り上げるものとする。)を当該事業を行った指定日中短期入所事業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月における前項の規定により算出した額の合算額(当該事業を利用した指定日中短期入所事業者が2以上の場合においては、それぞれの事業者について前項の規定により算出した額の合算額とする。)が別表第2に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、利用者又はその扶養義務者等が指定日中短期入所事業者に支払う額の合算額は、負担上限月額の金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2の1の項、2の項又は3の項に該当する者で、第1項及び前項の規定により算出した合計額の100分の10に相当する額の合算額に法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給並びに相模原市障害者等移動支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)及び相模原市障害児通学支援事業実施要綱(令和7年4月1日施行)の規定による給付に係る利用者負担額を加算した額が負担上限月額を超えるときは、利用者又はその扶養義務者等が指定日中短期入所事業者に支払う額の合算額は、相模原市自立支援給付及び地域生活支援事業の利用に係る負担上限月額の管理等に関する要綱(平成18年10月1日施行)の規定により算出した額とする。

(指定日中短期入所事業所の人員に関する基準)

第13条 指定日中短期入所事業所には、次の各号のいずれかに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ各号に定める数の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置かなければならない。

(1) 当該日の利用者の数が6名以下 1以上

(2) 当該日の利用者の数が7名以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(指定日中短期入所事業所の設備に関する基準)

第14条 指定日中短期入所事業所における設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

イ 地階に設けてはならないこと

ロ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き3平方メートル以上とすること

(2) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること

(3) 便所 利用者の特性に応じたものであること

(指定日中短期入所事業所の申請等)

第15条 第2条第3項に規定する指定日中短期入所事業者の指定を受けようとする者は、日中短期入所事業所指定申請書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、法第5条第8項に規定する短期入所を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けている者又は同時に申請する者については、第3号から第6号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業所の名称、所在その他の移動支援事業者の指定に当たって必要な事項を記載した書類
- (2) 運営規程
- (3) 事業所・施設の平面図
- (4) 居室面積等一覧表
- (5) 従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (6) 指定障害福祉サービス事業者として登録されたものであることを証明する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、指定をするときは指定書により、指定の決定をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第16条 指定日中短期入所事業者は、前条第1項の規定により市長に提出した指定申請書及び添付書類の記載事項について変更があったときは、変更届出書(第2号様式)を、当該日中短期入所の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、廃止・休止・再開届出書(第3号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(指定の取消等)

第17条 市長は、指定日中短期入所事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定日中短期入所事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律等の規定に違反したとき。
- (2) 日中短期入所事業に係る給付費の請求に関し不正をしたとき。
- (3) 第23条の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第13条又は第14条の基準を満たさなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定日中短期入所事業者又は指定日中短期入

所事業所について日中短期入所事業を行うに当たり適当ではないと認めるとき。

(請求等)

第18条 指定日中短期入所事業者は、かながわ自立支援給付等支払システムにより請求することができる。

2 指定日中短期入所事業者は、前項の規定による請求を行うときは、利用者から給付の受領権限に係る委任状の提出を受けていなければならない。

(費用の返還)

第19条 市長は、虚偽その他の不正な手段により第6条に規定する給付を受けた者があるときは、その者から日中短期入所事業の給付費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(実績の報告)

第20条 指定日中短期入所事業者は、日中短期入所事業に係る報告をサービス提供実績報告書(第4号様式)により、日中短期入所事業を行った日の属する月の翌月15日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により請求を行う場合においては、日中短期入所事業に係る報告内容をかながわ自立支援給付費等支払システムに入力することで市長への報告に代えることができる。

(遵守事項)

第21条 指定日中短期入所事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 日中短期入所事業のサービス提供に関する事項について、障害者等又はその扶養義務者等に対して、第11条に規定する契約を締結する前に説明を行うこと
- (2) 本市又は一般相談支援事業所若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力すること
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること
- (4) 本市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること
- (5) 日中短期入所事業の契約の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること
- (6) 障害者等に対して適切なサービスを提供できるよう、指定日中短期入所事業所ご

との勤務体制を定めること

- (7) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること
- (8) 指定日中短期入所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること
- (9) 日中短期入所事業を実施している際に事故等が発生したときは、市長及び障害者等の家族に遅滞なく報告し、及び連絡するとともに、必要な措置を講じること
- (10) 業務上知り得た障害者等に係る個人情報の保護に十分留意すること
- (11) 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じること
- (12) 第23条に規定する市長が行う報告、帳簿書類等の提出又は提示の求め、当該職員からの質問又は指定日中短期入所事業所について設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと
- (13) 市長から求めがあった場合には、前号の改善の内容を市長に報告すること
- (14) 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じること

(記録の保存)

第22条 指定日中短期入所事業者は、指定日中短期入所事業所ごとに日中短期入所事業の実施に係る記録等書類を整備し、当該日中短期入所事業を行った日の属する月の翌月から起算して5年間保存しなければならない。

(報告等)

第23条 市長は、日中短期入所事業の実施に関して必要があると認めるときは、指定日中短期入所事業者若しくは指定日中短期入所事業者であった者若しくは指定日中短期入所事業所の従業者であった者(以下「指定日中短期入所事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の記録及びサービスの提供に係る書類の提供若しくは提示を求め、指定日中短期入所事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定日中短期入所事業所について設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(公示)

第24条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第15条第2項の規定による指定をしたとき。

(2) 第16条の規定による届出があったとき。

(3) 第17条の規定により指定を取り消したとき。

(準用)

第25条 第2条第4項の規定により委託により日中短期入所事業を実施する社会福祉法人等については、委託契約書によるもののほか、第12条及び第15条から第20条までの規定を準用する。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

対象者		区分	単位	
障害者	障害支援 区分	区分6	4時間まで	248単位
			4時間を超えて8時間まで	496単位
			8時間を超える場合	743単位
		区分5	4時間まで	211単位
			4時間を超えて8時間まで	421単位
			8時間を超える場合	631単位
		区分4	4時間まで	174単位
			4時間を超えて8時間まで	348単位
			8時間を超える場合	521単位
		区分3	4時間まで	157単位

			4時間を超えて8時間まで	313単位
			8時間を超える場合	470単位
		区分2	4時間まで	138単位
		区分1	4時間を超えて8時間まで	274単位
		非該当	8時間を超える場合	410単位
	食事提供加算		1日につき	52単位
	送迎加算		1回(片道)につき	58単位
障害児	短期入所の単価区分	区分3	4時間まで	211単位
			4時間を超えて8時間まで	421単位
			8時間を超える場合	631単位
		区分2	4時間まで	165単位
			4時間を超えて8時間まで	331単位
			8時間を超える場合	496単位
		区分1 非該当	4時間まで	138単位
			4時間を超えて8時間まで	274単位
			8時間を超える場合	410単位
	食事提供加算		1日につき	52単位
送迎加算		1回(片道)につき	58単位	

別表第2(第12条関係)

番号	区分	負担上限月額
1	2から5までに掲げる以外の者	37,200円
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項第2号に該当する者(4に該当する者を除く。)	9,300円
3	政令第17条第1項第3号に該当する者(4に該当する者を除く。)	4,600円

4	利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(政令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。)にあつては、その配偶者に限る。)が、受給者証に記載された利用者負担上限月額適用期間の初日が属する年度(初日が4月1日から6月30日までの場合にあつては、前年度。以下同じ。)の前年分の所得税が課せられないもの(5に該当する者を除く。)	0円
5	政令第17条第1項第4号に該当する者	0円

備考 この表において、「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算において、所得税法第84条第1項及び第2項に規定する扶養控除額を算定する際には、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとし、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条